

浜岡原子力発電所 5号機 非常用ディーゼル発電機の 運転上の制限からの逸脱および復旧について

2013年11月2日

発生場所	5号機 原子炉建屋内(放射線管理区域外)
発生年月日	2013年11月1日
発生時の状況	<p>原子炉施設保安規定(※1)では、施設定期検査中の5号機の非常用ディーゼル発電機(以下、「D/G」という。)(※2)は、3台あるD/Gのうち2台が動作可能であることが要求されておりますが、11月1日22時10分、1台のみ動作可能となっていることを確認したため、原子炉施設保安規定で定める運転上の制限(※3)からの逸脱を宣言しました。</p> <p>状況を確認したところ、A号機は動作可能な状態でした。</p> <p>B号機は、11月1日22時5分に故障を示す警報が点灯していることに気づき、現場を確認した結果、22時10分に動作不能となっていることがわかりました。</p> <p>B号機は、2013年7月24日に発生した圧力調整弁からの油漏れに伴う対応として10月31日に当該機の各部締め付け状態に異常がないことの確認作業をおこなっておりました。その際に、運転させるスイッチを停止位置とし、動作できない状態にして作業をおこないましたが、10月31日17時9分に作業完了した際に、このスイッチを復旧しておらず動作不能なままとなっております。</p> <p>C号機は、11月1日9時24分からD/Gの冷却水システムの点検により動作できない状態としていました。</p> <p>このため、11月1日9時24分からB号機とC号機が動作不能な状態となっております。</p> <p>11月1日22時33分にB号機を運転させるスイッチを復旧し、動作可能な状態にしたため、運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。</p> <p>現在は、2台が動作可能な状態となっております。</p> <p>なお、本事象による外部への放射性物質の影響はありません。</p>
お知らせ基準	「表 1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

※1 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項(※4)に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転をおこなう上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。原子炉施設保安規定では、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、2台のD/Gが動作可能であることを要求しています。

※2 D/Gは、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機で、5号機にはA系、B系、C系の3台があります。

※3 運転上の制限とは、安全機能を確保するための、予備も含めた動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限のことで、一時的にこれを満たさない状態が発生すると、原子炉施設保安規定に従い、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、状態の復旧等の措置を実施する必要があります。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

※4 法律の条番号に誤りがあったため、以下のとおり訂正しました。(2013年11月7日訂正)
訂正前 … 第37条第1項 訂正後 … 第43条の3の24第1項 以上